

板橋区定期予防接種費用助成要綱

(平成30年3月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき板橋区（以下「区」という。）が実施する定期予防接種（以下「予防接種」という。）について、法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種を、区が指定する医療機関以外で受けた場合の費用の全部又は一部を助成することにより、予防接種費用の負担の軽減を図り、疾病の予防及び健康増進に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 予防接種（予診のみの場合を含む。以下同じ。）の助成対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、海外において受けた予防接種については助成対象としない。

- (1) 法第2条第2項に規定する疾病に係る接種であること。
- (2) 23区の区域外に存する医療機関で受けた予防接種であること。
- (3) 予防接種を受けた日（以下「接種日」という。）において、予防接種を受けようとする者の住所が区に存すること。
- (4) 接種日以前に区から「予防接種依頼書」が交付されていること。

2 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない事情により予防接種費用の助成を行う必要があると認めた場合は、助成することができる。

(助成金額)

第3条 区が公益社団法人板橋区医師会と契約する接種日時点における予防接種業務委託料の単価を限度として、予防接種に要した実費を助成する。

(助成の申請)

第4条 予防接種費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「板橋区定期予防接種費用助成申請書」（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 予防接種を受けた医療機関からの領収書及び診療明細書
- (2) 予防接種済み予診票の写し又は予防接種の記録のある母子健康手帳の写し
- (3) その他区長が必要であると認めた書類

(申請期限)

第5条 前条の規定による申請の期限は、接種日から起算して1年とする。

(助成の決定)

第6条 区長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ予防接種費用の助成金（以下「助成金」という。）の支給について適当であると認めたときは支給の決定を行い、「板橋区定期予防接種費用助成金支給決定通知書」（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、助成金の支給について適当でないと認めたときは、「板橋区定期予防接

種費用助成金不支給決定通知書」(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 前条第1項の規定により、助成の決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、「板橋区定期予防接種費用助成金請求書兼支払金口座振替依頼書」(別記第4号様式)により、区長に助成金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第8条 区長は、助成決定者が偽りその他不正な行為により助成金の支給決定を受けたことが判明したときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消すときは、「板橋区定期予防接種費用助成金取消通知書」(別記第5号様式)により、当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条第1項の規定により助成の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を支給しているとき又は助成金の支給後に過誤額が確認されたときは、助成決定者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか板橋区保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行日以降に受けた予防接種について適用する。

付 則

1 この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の「板橋区里帰り出産等による定期予防接種費用助成要綱」に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

板橋区定期予防接種費用助成申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

〒 -

申請者 氏名 _____

住所 _____

電話 _____ () _____

接種者との続柄 () _____

板橋区定期予防接種費用助成要綱第4条に基づき、当該費用の助成を受けたいので別紙必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 接種者

氏名		生年月日	年 月 日
住所	※申請者の住所と異なる場合のみ記入		
接種医療機関		医療機関所在地	

3 予防接種費用の助成内容

予防接種の種類	助成申請金額	接種年月日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日
ワクチン 回目・追加	円	年 月 日

助成申請金額合計 円

【決裁処理欄】

審査の結果、_____円の

助成金を決定する。

年 月 日

決定			課長	係長	担当	受付者

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区定期予防接種費用助成金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区定期予防接種費用助成要綱第4条に基づく助成金の申請について、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知いたします。

記

1 助成金額

- * 予防接種依頼書に基づく予防接種が助成の対象になります。
- * 板橋区に転入前又は転出後に受けた予防接種は助成の対象となりません。

2 問い合わせ先

板橋区保健所 予防対策課 TEL 3579-2318

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区定期予防接種費用助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区定期予防接種費用助成要綱第4条に基づく助成金の申請については、下記の理由により助成の対象となりませんので通知します。

記

理由

板橋区保健所 予防対策課
TEL 3 5 7 9 - 2 3 1 8

板橋区定期予防接種費用助成金請求書兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

請求金額 _____ 円

ただし、接種者 _____ にかかる板橋区定期予防接種費用助成金として

板橋区定期予防接種費用助成要綱第7条に基づき助成金を請求します。

なお、助成金は下記口座へ振り込んでください。

〒 _____

氏名 _____

請求者 住所 _____

電話 _____ (_____)

接種者との続柄 (_____)

委任状（請求者と口座名義人が異なる場合に記入）

板橋区定期予防接種費用助成金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

氏名 _____

受任者

住所 _____

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所	
金融機関番号・支店番号							
振込 口座	預金種別	1 普通		2 当座			
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区定期予防接種費用助成金取消通知書

年 月 日付けで助成を決定した板橋区定期予防接種費用助成要綱に基づく定期予防接種費用の助成金については、下記の理由により支給決定を取り消しましたので、通知します。

記

理由

板橋区保健所 予防対策課
TEL 3 5 7 9 - 2 3 1 8